

介護医療院転換整備費補助
想定される改修案件の例示

転換改修案件は、原則以下の例示したものとします。それ以外の改修内容を検討している場合は、個別にご相談をお願いします。

	事項	具体例	基準省令等	備考
1	プライバシーの確保するための経費	パーテーションや家具等を設置する	省令第5条 2 一 ホ	単なる備品の購入では補助対象外であり、設置工事が伴うものが補助対象となりえる。 * 施行通知 H30 医政発 0322 第 13 号
2	その他の基準省令に適合させるための経費	一般浴槽・機械浴槽を設置する	省令第5条 2 七	
3		廊下に手すり・常夜灯を設置する	省令第6条 六	
4	その他転換に伴い発生する経費	屋外看板、屋内サイン等を設置する	施行通知(*)2. (8)	
5	経過措置を本則適合させるための経費	療養室を拡張する	省令第5条 2 一 ロ	療養室の拡張のみ開設後も本補助を活用可。
6		廊下幅を拡張する	省令第6条 六 条例第6条 三	国基準：片廊下 1.8m以上、両廊下 2.7m以上 都基準：片廊下 1.5m以上、両廊下 1.8m以上 なお、国基準を満たさない場合は、介護報酬上の療養環境減算（I）の減算の対象となる。

※開設準備経費等支援事業を併用する場合には、各補助の対象経費が重複していないことを確認し、併用する旨を各担当に申請してください。